

平成25年第1回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成25年 3月 6日  
 本日の会議 平成25年 3月11日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒 井 通 博 君 議 事 課 長 村 山 和 聡 君  
 参 事 浜 野 洋 子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 中山 祐一 君
総 務 部 長 葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	建 設 部 長 鈴木 典秀 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	教 育 次 長 勝本 真二 君
政 策 推 進 課 長 松添 高明 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
財 務 課 長 宮崎 望 君	管 財 課 長 山下多喜男 君
税 務 課 長 田平 俊則 君	収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君
企 画 課 長 松浦 篤美 君	地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君
環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	福 祉 課 長 西平 隆邦 君
農 林 水 産 課 長 浜口 務 君	管 理 課 長 吉村 了 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 谷口 一美 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君
会 計 課 長 酒井喜代彦 君	国 体 事 務 局 長 藤田 茂 君
情 報 管 理 課 長 中村 文彦 君	

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員

7番 金子

恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時11分

平成 2 5 年第 1 回長与町議会定例会

議事日程（第 4 号）

平成 2 5 年 3 月 1 1 日（月）

午 前 9 時 3 0 分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	1	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	
2	2	長与町新型インフルエンザ等対策本部条例	文厚
3	3	長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例	文厚
4	4	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	文厚
5	5	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	文厚
6	6	長与町道路の構造の技術的基準等を定める条例	建産
7	7	長与町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	建産
8	8	長与町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	建産
9	9	長与町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	建産
1 0	1 0	長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	建産
1 1	1 1	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	建産
1 2	1 2	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総務
1 3	1 3	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	文厚
1 4	1 4	長与町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例	文厚
1 5	1 5	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総務

1 6	1 6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務
1 7	1 7	長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	建産
1 8	1 8	長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例	総務
1 9	1 9	長与町立学校設置条例の一部を改正する条例	文厚
2 0	2 0	長与町立保育所条例の一部を改正する条例	文厚
2 1	2 1	長与町地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例	文厚
2 2	2 2	長与町基本構想の策定に関する条例	総務
2 3	2 3	町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の変更について	建産
2 4	2 4	平成 2 4 年度長与町一般会計補正予算（第 5 号）	総務
2 5	2 5	平成 2 4 年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	文厚
2 6	2 6	平成 2 4 年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	文厚
2 7	2 7	平成 2 4 年度長与町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	文厚
2 8	2 8	平成 2 4 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	建産
2 9	2 9	平成 2 4 年度長与町水道事業会計補正予算（第 2 号）	建産
3 0	3 0	平成 2 4 年度長与町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	建産
3 1	3 1	平成 2 4 年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分について	建産
3 2	3 2	平成 2 5 年度長与町一般会計予算	総務
3 3	3 3	平成 2 5 年度長与町駐車場事業特別会計予算	総務
3 4	3 4	平成 2 5 年度長与町国民健康保険特別会計予算	文厚
3 5	3 5	平成 2 5 年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	文厚

3 6	3 6	平成 2 5 年度長与町介護保険特別会計予算	文厚
3 7	3 7	平成 2 5 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	建産
3 8	3 8	平成 2 5 年度長与町水道事業会計予算	建産
3 9	3 9	平成 2 5 年度長与町下水道事業会計予算	建産
4 0	4 0	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
4 1	発委 3	長与町議会議員政治倫理条例	

付託予定の委員会

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、申し上げます。本日は未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生して丸2年が経過しました。死者1万5,881人、行方不明者2,668人、震災関連死2,303人に上る多くの犠牲者を出し、被害総額も16兆9,000億円を超えと言われ、甚大な被害に及んでいます。被災された方々にとって安心して暮らせる日常を取り戻してもらえるように、いち早い復興を願うばかりであります。とうとい犠牲になられました方々に哀悼の誠をささげ、御冥福をお祈りいたしたいと思ひます。議場内の皆様も御起立の上、黙禱をお願いいたします。

黙禱。

(全員黙禱)

議長

(山口経正議員)

黙禱を終わります。御協力ありがとうございました。

次に、去る8日の饗庭議員の一般質問における町長の答弁におきまして、本人より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

町長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

3月8日の饗庭議員さんの一般質問に対する私の答弁の中で、もし調子が悪くなるなら救急で運ばれて検診を受けるものでありますからという不適切な発言をいたしましたので、その発言の部分の取り消しをお願いいたします。

大変申しわけございませんでした。

議長

(山口経正議員)

お諮りします。

ただいまの件につきまして、発言取り消しの許可をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発言の取り消しを許可することに決定しました。

なお、会議録調整につきましては、議長に一任願ひます。

日程第1、議案第1号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

(吉田慎一君)

皆様、おはようございます。

それでは、議案第1号から御説明を申し上げます。

議案第1号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、松浦地区火葬場組合が平成25年3月31日をもって長崎縣市町村総合事務組合から脱退することに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数の減少及び本組合同約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更点につきましては、別表第1の組合を組織する組合市町村及び、別表第2の組合の共同処理する事務と団体を改めるもので、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第1号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、長与町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第2号、長与町新型インフルエンザ等対策本部条例につきまして、提

案理由の御説明を申し上げます。

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定しました。同法の制定に伴い、病原性が高い新型インフルエンザ等に対し、町民の生命及び健康の保持を目的とし、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進、調整するため本条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして御説明をいたします。

第1条は、本条例の目的を定めています。第2条は、対策本部の組織について定めています。第3条は、対策本部の会議について定めています。第4条は、部の設置について定めています。第5条は、委任規定を定めるものでございます。

なお、本条例の施行日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日としております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番

(河野龍二議員)

それでは、少しお伺いしたいと思います。

今回こうした形で対策本部条例を設置するわけですが、まずこの対策本部を設置する状況といたしますか、どのような事態になるとこの対策本部を設置する状況になるものなのかですね。

その辺と、あともう一つ、この対策本部を設置した後、具体的な活動というのはどういうものになるものなのか、その2点をお伺いしたいと思います。

議長

(山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課長

(小佐々司君)

お答えします。

この分につきましては、WHOによるフェーズ4宣言が出された段階で緊急事態宣言が発令されまして、それと同時に国、県、それと町が対策本部を設置することになっております。

それと2点目なんですが、今この対策本部条例を設置しまして、今度、国がことし夏ごろになるかと思いますが、行動計画をつくっていきます。それに基づいて県、町も行動計画をつくって具体的な方向を定めていくような格好になると思います。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

説明いただきましたフェーズ4ですかね、これも少しわかりやすく説明を

していただければというふうに思います。

これによると、国が対策本部をつくったら、自動的に町もそういう対策本部をつくるものなのかですね、こういう感染症というのは地域地域で差があるというふうに思うんですよ。町でそういう、いわゆる付近、県下でそういう発生が著しく大きいというふうな状況になったらつくるというふうになるものなのか、国がこのフェーズ4に基づいて対策本部をつくったときに、自動的に町も対策本部をつくるという形になるものなのかですね、その辺だけお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
健康保険課長。

健康保険 課 長 (小佐々司君)  
申しわけありません。フェーズ4はちょっと私もそこまで理解をしておりません。申しわけありません。

それと、国の方が対策本部を設置しまして、都道府県も対策本部を設置します。その段階で、町が対策本部を設置するのは任意になってきます。その後、緊急事態宣言、これ国が発令しますが、それを発令された後、市町村の対策本部を設置するような格好になってきます。

議 長 (山口経正議員)  
ほかに質疑はありませんか。

1 2 番 1 2 番、喜々津英世議員。

1 2 番 (喜々津英世議員)  
事務的なことで1点だけお尋ねをいたしたいと思いますけれども、第2条の組織、2項で副本部長の任務がここに書かれておりますけれども、通常、例えば長与町の災害対策本部とか、国民保護対策本部の条例等見てみますと、副本部長の任務に、本部長に事故あるときは代理をするという文言が入っておるんですが、このインフルエンザの対策本部条例では、それがなされていないということは、どういうことでそういうふうになったのか。意味があると思いますけれども、その意味をお尋ねをいたしたいと思います。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
健康保険課長。

健康保険 課 長 (小佐々司君)

このインフルエンザ等対策本部条例につきましては、去年の5月11日にインフルエンザ等対策特別措置法が決まりまして、それから1年以内にこれを公布、施行するということになってますので、これから行動計画とかマニフェストとか定めていくと思いますので、その中でいるんなことが一つ一つ決まってくるかと思います。

議 長 (山口経正議員)  
喜々津議員。

議 長 (山口経正議員)

それはわかりますけれども、私が言うのは、本部長が事故があったときにどうするのかと。ほかの条例も、本部長を助けという、助け云々というのは

すべて入っ取るんですよ。ただ、これが本部長に事故あるとき、どうするのかなというのが率直な疑問でありますから、今のお答えはちょっとそれに答えてないというふうに思います。

議長 (山口経正議員)  
しばらく休憩します。  
(休憩 9時43分～ 9時45分)

議長 (山口経正議員)  
会議を開きます。  
健康保険課長。

健康保険課長 (小佐々司君)  
申しわけありません。本部長がそれぞれの副本部長とかなんとか任命していく格好になりますので、そういった場合には、また本部長が副本部長を指名するといいますが、そういう格好になっていくんじゃないかと思います。

議長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)  
すいません、今のちょっと課長の方に補足させていただきますけども、本部長等の委員の方は町長が任命するというふうになっておりますので、その時点で本部長、副本部長を町長が任命がしていただくというふうな設定で考えております。

議長 (山口経正議員)  
喜々津議員。

12番 (喜々津英世議員)  
もう3問目ですからこれ以上言いませんけれども、ほかの条例との整合性等の問題もありますので、十分私はこの問題は文厚委員会の方でもんでもらえばそれで結構です。もうこれ以上申しません。

議長 (山口経正議員)  
答弁ありますか。  
ほかに質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。  
お諮りします。  
ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第2号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第3、議案第3号、長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例、日程第4、議案第4号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第5、議案第5号、長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議題について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (吉田慎一君)

ただいま一括して上程いただきました議案第3号、長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例、議案第4号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第5号、長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この提案する3つの条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正されたため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第3号は、地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準として施設の定員、事業者の資格を定める条例でございます。

議案第4号は、指定地域密着型サービスの事業の一般原則、各種介護の基本方針、事業の人員、設備及び運営に関する基準について定める条例でございます。

議案第5号は、指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則、介護予防各種介護の基本方針、介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について定める条例でございます。

なお、附則につきましては、提案しております3条例とも施行期日を平成25年4月1日と規定するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第3号について、質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

まず議案第3号に限らず、4号と5号と少し重なるところでも質問させてもらってよろしいでしょうか。

議長 (山口経正議員)

関連がありますから、許可します。

18番 (河野龍二議員)

ありがとうございます。

それでは、まずこの提案理由の地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということですが、これは前政権のときの地域主権改革による国のこうした基準を地方のいわゆる自主性、自立性に高める改革というふうなことでいわれてますが、そもそもこの法律の目的ですね、この辺が少しわかれば、お願いしたいというふうに思います。

なぜ、こういうふうな法改正がされるのか。というのも、こうしたここ3号、4号、5号にある部分というのは、そもそも国が持っていた基準だというふうに認識しております。これを地域の、そういう国からの基準をなくして、町がそういう基準をつくりなさいというふうな形に変わってきているというふうに認識しているんですけども、ですから、この法律の目的がもともとどういう目的があるものなのか、まずその辺についてお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)  
お答えします。

この地域主権改革一括法といわれる分につきましては、今議員さんがおっしゃられたように、これまで今回の介護保険法などでもそうでございますけれども、厚生省令に定めるという基準がございまして、その分を今回のように各市町村の条例で定めるというふうな文言に置きかえがなされたものでございまして、その分で地域の自主性を図りなさいという法律にのっとってのそれぞれの改正ということになるかと思えます。

議長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

そうすると、国の基準がいわゆる全国的な基準だったはずですが、これが地域の基準に合わせられるというふうにとらえられるかなというふうに思います。そういう意味では、これまでの基準より高い基準を今後求めていく考えがあるものなのか、どうなのかですね。それとも、国の基準から町の実態をすると、低い基準に変えていくというふうな方向があるものなのか、その辺を少しお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)  
お答えします。

先ほど申しましたように、今回の条例改正につきましては、介護保険法の改正前の条文の中に厚生省令で定める基準に従いという文言があるんですけども、その部分が市町村の条例で定める基準にと置きかえられました。今、おっしゃられたように、そうすると大幅に増額とか減額とか、数の分で、そういうことができるかとなりますと、今度その今回変更になります、改正になります介護保険法78条の4条には、その下に新設された条項がございま

して、市町村が条例を定めるに当たっては、それぞれ厚生省令に定める基準に従いとか、また厚生省令で定める基準を標準にとか、厚生省令で定める基準を参酌するものというふうな条項が入っておりまして、あくまでも市町村の条例の中で決定はするといいいながらも、その厚生省令に従いなさいよという部分が残されておりますので、大幅に今までの基準を超えるというふうな条例の制定はできないというふうになっておるようでございます。

議 長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について、質疑はありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番

(岩永政則議員)

それじゃですね、数点質問をしたいというふうに思います。

この今出ましたように、3号、4号、5号が関連があるわけでございますけれども、特に4号、5号が関連があるように私には見受けられております。

皆さん方承知のように、長年私も役場に勤務をして、さまざまな条例等の制定等も携わってきた経験がございますけれども、今回の4号、5号のこの条例案を見る限り、いかなものかというふうに感じております。

1つは、法律が定めていないことを列記をしておるとというのが一つ。それから、2つ目には、法律が定めているものを記載をしていない、逆にですね。逆な状況があると。それと、議会の権限を無視するような条例案を作成しておるということ。以上等から考えますと、条例の体をなしていないということをおっしゃるを得ないように私は感じております。

そこで、順を追って申し上げますと、1つは、先ほど町長からありましたように、提案理由は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関する法律、この改正によって、新設によって、これによりまして介護保険法が今回改正をされたわけですね。したがって、この改正を受けまして、そして、先ほど担当課長もありましたが、78条という云々を言われましたけども、この介護保険法の第78条の4、これの1項、2項ですね。これによりまして人数とか、設備並びに運営については、条例で定めるということになったわけですね。したがって、同条3項では、条例で定める場合は、先ほどありましたように厚生省令で定める基準に従い定めると、このようになっていくということが、まず押さえとしてぴしっと押さえて条例をつくっていかねばいけないということになるわけです。したがって、この法律の条項によりまして、今回の条例の制定となっているわけです。したがって、この条例案のどこにこの基準が定めてあるのかですね。条例で定めるといいながら、設備とか運営等、どこに定めているのかという疑問が率直にこの条例案を見まして、おっと感じるわけです。何も書いてありません。

そこで、質問をいたしますが、基本的なことでございますので、また事務的な総括であります副町長ですね、お聞きをしたいというふうに思いますが、条例案の第3条から第12条に書いてあります一般原則とか、基本方針です

ね。これを書いてありますが、この文章はどこから引用しているのですか。  
まず、お尋ねをします。

いや副町長、理事者の基本的な考え方からですから、理事者の方で答弁して  
ください、まずはですね。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

所管の方から答弁させます。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

そうじゃなくして、やっぱり提案者として、事務の取り扱いをしておるで  
すね。そういう面から理事者である、そういう立場で、どういう形でこれを  
集約をしたのか、そのあたりをまずお聞きをして、それから先に質問をいき  
ますので、理事者としてどういうところからこの条文を持ってきたのか、表  
現をしたのか、そのあたりはちゃんと打ち合わせの中で押さえてあるだろう  
というふうに思いますので、それを、答弁をまず理事者からしてください。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

冒頭私申し上げましたとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改  
革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一  
部が改正されたために新たに条例を制定するというところでございます。

1 1 番 (岩永政則議員)

3回ですからね、いろいろありますので、担当の.....。

議 長 (山口経正議員)

しばらくお待ちください。

介護保険課長。

介護保険 (藤井尚武君)

課 長 お答えします。

この今回提案をいたしました条例につきましては、厚生労働省が定めた指  
針、定型文を利用しまして作成をしたところでございます。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

これはやっぱり理事者はきちっとこのあたりを押さえて条例案を提案して  
いかなければいけないわけです。

したがって、これはどうも理事者の方は存じておられなかったように思  
いますが、この指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準というのがあるんですね。この中に各章があるわけです。章が1章から  
7章、8章まであるんですね。この基本方針の、例えば2章に基本方針があ

るわけですが、この基本方針の定期巡回・随時対応訪問看護ですね、この基本方針の考え方をまず4条にはそのまま持ってきておるわけです。この基準にあるものを、後で申し上げますが、基準にあるものをそのまま持ってきて条例化するという事は、今回のこの介護保険法の改正でも、こういうものを載せなさいというのを求めているんです、先ほど言いますようにね。求めているものを載せて、求めているものを載せてないということをお願いして、先ほど申し上げましたが、こういうものは求めているんですよ、今回は。ちゃんと基準に載っ取るわけですからね。基準に沿って条例をつくりなさいと、こうなっ取るわけです、78条の3項ではですね。

したがって、こういう基準にあるものをそのまま持ってくるなんて、こんなことというのはあり得ないわけですよ。したがって、何の意味もないということに私は考えます。

したがって、求めていることをここに書くような、そういう列記をするようなことはおかしいというふうに思います。これは何の意味が、ここに列記をした何の意味があるんでしょう。答弁願います。

議長 (山口経正議員)  
介護保険課長 介護保険課長。

(藤井尚武君)

今回の介護保険法の改正によりまして、市町村の条例により市町村で条例を定めてという文がございましたので、その基本的な各サービスの考え方、一般原則、基本方針というのをまず乗せた上で、その後に基準なり、人員の配置なりを定めていくということで書かせてもらったもので、これは必要ないということにはならないというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)  
岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

全くわかってないんじゃないですか。基準が生きるわけですから、その基準に沿って市町村は条例で人とか人員とか、設備とか運営とか、こういうものを定めなさいとなっ取るんです。この条例案に、どこにそれが定めてありますか。ないじゃないですか。そういうことで、冒頭申し上げましたように、この運営とか、設備、こういうものは条例で今回定めるようになっておるわけです。定めてないじゃないですか。5号も一緒なんですよ。これはもう指摘をしておきたいと思います。

したがって、次に質問をしたいと思いますが、この法律が条例で定めるということになりまして、これはどういう意味があるかといいますと、要するに、住民の代表としての議会が関与していくことになるんですね。これは規則は、知ってのとおり、議会は関与できませんですね。執行側で自由にできるわけです。ところが、法律もそういうことを求めずに、やっぱり条例で定めなさいよということをお願いして改正して、市町村の条例で定めると。定める場合は、国の基準を厚労省が定めた基準をもとにして定めなさいよということなんです。したがって、ここには議会が関与していくことになるわけです。

ところが、13条では、何ですか。人員、設備、運営については、規則で定めるということになっとるわけ。

こうなりますと、議会、こら議会無視も甚だしいというようなことを言わざるを得ないじゃないですか。関与できないわけでしょう。もう少しですね、やっぱり条例を策定する場合は、ぴしっと執行側と議会側のそういう役割分担があるわけですから、そういうものを念頭に置いて、そしてやっぱり議会が関与できるものは生かしていくような、当然それは配慮する義務があるわけです。これは規則で定めるなんてですね……。

議長 (山口経正議員)

岩永議員に申し上げます。簡明に質疑をしてください。

11番 (岩永政則議員)

だから、これはどうも意図的にしたのじゃないかということを感じられるわけでございます。したがって、これについて答弁を願いたいと思います。

それから、いろいろこう私の指摘も100%であるということは考えておりませんが、やっぱり考えるべきものは、そうした法律の考え方、それととるべき行動、表現、そういうものはやっぱりいま一度再考する必要があるんじゃないかということを含めて申し上げまして、質問、意図的じゃないかと、なぜこういうことをしたのかと、規則に委任をしたのかということについて、答弁を願いたいと思います。

議長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)

お答えします。

今回の条例におきまして、規則に委任をしたということにつきましては、今回の条例改正につきまして、地域主権改革一括法の解説とかいう解説本がございまして、そういう本の中にも積極的に規則に委任をされて、したらどうでしょうかというふうなことも書いてあります。

また、私冒頭申しましたように、今回の人数、数の基準につきましては、条例で定めるといいながらも、厚生省令で書かれた基準に従ってという部分が残っておりますので、その付近、逸脱するということができないと考えておりますので、今回は条例ではなく規則の方に振りかえたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号、議案第4号、議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第3号、議案第4号、議案第5号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了をするよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号、議案第5号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第6、議案第6号、長与町道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田愼一君)

では、議案第6号、長与町道路の構造の技術的基準等を定める条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により道路法が改正されたことに伴い、これまで国で定めていた道路の構造に係る技術基準を各地方公共団体の条例で定めることになり、政令、すなわち道路構造令を参酌して条例で定めるものでございます。

条例制定における考え方といたしましては、道路構造令の条例委託対象外の項目を除くすべての項目について条例を制定するものであります。

条例制定の主な項目内容といたしましては、第1条から第3条までが条例の趣旨、用語の定義、道路の区分について規定しております。第4条から第8条までは、道路の車線に関連した項目でございます。第9条から第12条にかけては、自転車道及び歩行者道に関する規定の項目でございます。第13条から第27条にかけては、植樹帯、設計速度、車道の屈曲部及び曲線部、並びに視距、道路勾配、舗装等に関する規定でございます。第28条から第36条にかけては、平面交差及び立体交差等、その他交通安全施設、自動車駐車場等、防護施設等々に関する規定でございます。第37条以降については、トンネル、橋、高架の道路等、特別事項、その他歩行者専用道路及び道路の標識についての規定でございます。

以上が新たに制定する条例の主な内容でございますが、2つの項目において、町の独自基準を設定しております。

まず1つ目は、第24条第4項の規定です。道路構造令では、舗装の項目に歩道に関する基準がなかったため、歩道の舗装を浸透性舗装とする基準を追加しております。このことにより歩道の水たまりを解消し、歩行性の向上や地下水への涵養が図られるものと考えております。

次に、2つ目としては、第25条第4項の規定です。横断勾配については、道路構造令では2%を標準として規定されていますが、本条例では1%を標

準とする内容としております。このことにより歩行性及び車いす等の走行性が向上するものと思われま。

これら以外では、道路構造令の基準をそのまま条例化し、地域の特性等により関連性がない条項については規定しないこととしております。

なお、本条例の施行日は平成25年4月1日としております。

以上が本議案の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

それでは、少しお伺いしたいと思います。

この提案理由は、先ほどの地域主権改革に基づくこうした提案理由だというふうに思います。この地域主権改革もいろいろ議論がされまして、その議論というのは、やはりもともと国が持っていた基準を各自治体でそうした基準に変えるという意味では、自治体の能力に応じてその基準が変わってくるんじゃないかと、いわゆる地域地域間でその地域の差が出てくるんじゃないかというところが非常に問題となって議論がされたところでありました。

そこで、先ほどの町長の説明ですと、24条、25条については、地域の独自性で国よりさらに高い基準を制定するということは評価したいというふうに思います。ただ、この中では、いろんな条件が、基準が明らかになっておりますんで、お伺いしたいのは、この現在長与町のあるこうした道路の関係で基準を満たしていない道路というのがあるものなのか、ないものなのか。

これあるとしたら、この基準を満たしていくためには、相当数のいろんな努力が必要だというふうに思いますけども、そこを今後この条例をつくることでやっていこうという姿勢があるものなのか、その2点をお伺いしたい。ないなら、そうですね、これからこの基準どおりにやっていくというような形になると思うんですけども、あるのならば、どういうふうな考えを持っておられるかですね、お伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備 課 長 (日野 勉君)

お答えします。

まず、1点目の基準を満たすかどうかですが、町道には、いわゆる補助事業をとすることは国の基準を満たした条件でつくる補助でやった道路と、あと長与は、かなり農業とかが盛んでございまして、農道の中にもいわゆる農林省の補助、これ国交省の道路の基準に大体合致しておりますが、これ以外の町の、いわゆる補助以外の道路とかが町道に昇級したのもかなりございます。

いわゆる旧来の町道にしても、昔の赤道を広げたりとか、そういうことでしたのがございますので、そういうのは多分ほとんど基準を満たしていない状況でございます。

これらにつきましては、地元の要望により拡幅とか、いろんな不具合があったときに、なるべく今までは国の基準に合うようにしておりましたが、今回はもっとちょっと厳しいように入れておりますので、これにそぐように改良とかの機会にそういう基準を満たすように心がけていくつもりであります。以上です。

議長 長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

ぜひそういう努力をしていただきたいというふうに思います。

そして、もう一つお伺いしたいのは、先ほどもちょっと関連して伺いましたけども、やはりなかなか到底無理だという基準がある場合に、逆にこの今回町で独自で条例を定めるわけですから、基準を下げていく可能性もあるわけですね。そこはもう下げていく方向は考えではないというふうな形で確認をとらせていただきたいなということ、今の基準から、そういう基準。いわゆるここに出てくる基準というのは、一定国の基準があって、25条、24条については、独自の基準を設けたと。この一定基準がやはり全国的な基準だったと思うんですよね。この基準をもう下げる考えはないというふうなところでお伺いしたいというふうに思います。

議長 長 (山口経正議員)  
都市整備課長。

都市整備課 長 (日野 勉君)

基準の中に基本的なやつが二、三項目ございますが、今議員さんがおっしゃられた基準を下げるような施策ということで申しますと、当町は条件が時津町とほぼ一緒ぐらいですので、歩調を合わせております。

例を申しますと、長崎市が結構坂が多くて、道路勾配等は従来の12%よりも独自に、ちょっとはっきりした数値は記憶しておりませんが、多分17%ぐらいでやっております。これは独自に、多分屋外駐車場の勾配基準を参考に定めておると思います。

これにつきましては、長与町はいろんな開発指導要綱とか、今まで坂のない町じゃないですけども、なるべく環境がいいような格好でやっておりますので、これにつきましては、うちも時津も旧来の国の限度をそのまま保持してっております。このくらいでございますが、以上でございます。

議長 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第6号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第7、議案第7号、長与町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

では、議案第7号、長与町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国土交通省令で定められている移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を参酌して定めるものでございます。

条例制定の主な内容といたしましては、第1条及び第2条が制定の趣旨、用語の定義でございます。第3条から第10条にかけては、歩道に関する幅員、舗装、勾配、歩車道の分離、車両乗り入れ部等についての規定でございます。第11条から第16条にかけては、立体横断施設に関連した施設としてエレベーター、エスカレーター等の施設の項目についての規定でございます。第17条及び第18条は、乗り合い自動車停留所に関する規定でございます。第19条以降は、自動車駐車場及びその施設に関連する施設の形状等についての規定でございます。

また、省令の基準のうち、地域の特性等、本町に関連性がない条項については、規定しないこととしております。

なお、本条例の施行日は平成25年4月1日としております。

以上が本議案の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、建設産業常任委員会に付託し

ます。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第7号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第8、議案第8号、長与町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第8号、長与町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、長与町が管理する準用河川の河川管理施設の構造につきまして、河川管理上必要とされる一般的技術基準を政令、すなわち河川管理施設等構造令を参酌して、河川管理者である長与町が新たに条例で定めるものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

まず、目次としまして、第1章、総則から、第6章、雑則までを定めております。

内容につきましては、第1章、総則として、第1条で趣旨、第2条で用語の定義を定めております。

次に、第2章の堤防につきましては、第3条で適用範囲、第4条で構造の原則、第5条で材質及び構造、第6条で堤防の高さ、第7条で天端幅、第8条で盛り土によるのり面勾配等、第9条で護岸、第10条で水制設置、第11条で管理用通路、第12条で波浪の影響を著しく受ける堤防の措置、第13条で背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例、第14条で天端幅の規定の適用除外、第15条で連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例を定めております。

第3章の床どめにつきましては、第16条で構造の原則、第17条で河床洗掘防止のため護床工、第18条で堤防洗掘防止のための護岸、第19条で魚道の設置を定めております。

第4章の堰につきましては、第20条で構造の原則、第21条で流下断面との関係、第22条で護床工の規定を定めております。

第5章の橋につきましては、第23条で河川区域内に設ける橋台の構造の

原則、第24条で橋台設置要件、第25条でけた下高要件、第26条で護岸等の準用、第27条で管理用通路の構造の保全を定めております。

第6章の雑則は、第28条で適用除外、第29条で小河川の特例、第30条で規則への委任を定めております。

なお、本条例の施行日は平成25年4月1日を予定いたしております。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第8号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第9、議案第9号、長与町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町議長 (吉田慎一君)

議案第9号、長与町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令に定める基準を参酌し、公園管理者である長与町が新たに基準を定めるものでございます。

条例の内容につきまして、御説明を申し上げます。

第1条で条例の趣旨、第2条で用語の定義を定め、第3条以下で特定公園施設の設置基準を定めております。具体的には、第3条で園路及び広場の基準、第4条で屋根つき広場の基準、第5条で休憩所及び管理事務所の基準、第6条で野外劇場及び野外音楽堂の基準、第7条で駐車場の基準、第8条、

第9条及び第10条で便所の基準、第11条で水飲み場及び手洗い場の基準、第12条及び第13条で掲示板及び標識の基準、第14条で災害等による一時使用について定めております。

なお、本条例の施行日は平成25年4月1日を予定しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第9号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第10、議案第10号、長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

議案第10号、長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、公営住宅法の一部が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、題名を「長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例」に改め、目次中「第1章総則」を「第1章総則第1章の2町営住宅の整備基準」に改め、第1条中「設置及び管理」を「設置、整備及び管理」に改め、第1章の次に第1章の2として「町営住宅等の整備基準」を加えるものでございます。

なお、本条例の施行日は平成25年4月1日を予定いたしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

今回の条例一部改正は、先ほどから言われてます地域主権改革のもとによる整備基準が主な改正内容となっておりますが、せっかくの町営住宅の設置及び管理条例の一部の改正する条例なので、少し考え方をお伺いしたいというふうに思います。

条文の改正内容とは少し、若干異なりますけども、やっぱりこれ町営住宅の、一般質問でもありました自治会の加入条件の、加入の問題なんですけども、やはりこの町営住宅の入居基準等々に自治会加入が条件になるような、そういう整備を今回改正する中で検討ができなかったものなのかなのです。特に、今自治会が年度末でいろんな会議がされている状況で、やはり町の施設に入居してる方々の自治会からの脱退というのが起こっております。民間アパートでも、建設当時に、同時に自治会に加入をするという条件ができてるわけですから、町営住宅の入居者には当然、住民の方々からも町営住宅に入居しておきながら、なぜ自治会に加入がされてないのかという不満の声もありますんで、これそういう検討がなされてないのかどうなのか、少しお伺いしたい、検討がなされたものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (吉村 了君)

お答えします。

今の議員さんの御質問ですけども、以前、この町営住宅の入居の条例ということではできないかという御質問があったと思いますけども、その際も答弁させていただいたんですけども、この自治会というのがやっぱり任意団体ということで、ここが一番やっぱり問題になりまして、条例では加入を強制できるものではないということで答弁させていただいたと思います。

今回のこの改革の条例制定につきましても、そのことがあるもんですから、これは協議はいたしております。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第10号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第10号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。  
日程第11、議案第11号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。
- 町 長 (吉田慎一君)  
議案第11号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。  
本条例の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都市公園法が改正され、都市公園の設置基準を条例で定めるものでございます。  
改正内容としましては、第1章中第1条の次に、第1条の2、都市公園の設置基準、第1条の3、公園施設の設置基準についての規定を追加し、あわせて字句の整理をお願いするものです。  
なお、本条例の施行日は平成25年4月1日を予定しております。  
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 (山口経正議員)  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第11号は、建設産業常任委員会に付託します。  
お諮りします。  
ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第11号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第11号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。  
場内の時計で10時55分まで休憩します。  
(休憩10時39分～10時55分)
- 議 長 (山口経正議員)  
休憩前に引き続き、会議を再開します。  
日程第12、議案第12号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

の一部を改正する条例、日程第13、議案第13号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第14号、長与町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としてあります議題について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

町長 (吉田慎一君)

ただいま一括して上程いただきました議案第12号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号、長与町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

これらの3つの条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法の題名が改正されたことに伴うものでございます。

改正点につきましては、議案第12号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第8条の3第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、議案第13号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、第3条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、議案第14号、長与町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例、第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものです。

なお、3条例とも、施行日は平成25年4月1日を予定いたしております。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第12号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

よって、議案第12号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

失礼しました。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第12号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつ

けることに決定しました。

失礼しました。ちょっとお待ちください。

しばらく休憩します。

会議を再開します。失礼しました。

次に、議案第13号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第14号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、これは先ほどお諮りしましたので、総務常任委員会に付託し、それから3月21日までに期限をつけることにいたしました。

次に、議案第13号、議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託します。お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第13号、議案第14号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号、議案第14号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第15、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

今回の改正は、特別職として5つの職務を新たに追加し、それぞれの報酬額を規定するほか、長与町体育指導委員の名称を長与町スポーツ推進委員に変更するものでございます。

新たに追加する職務のうち、長与町養護老人ホーム等入所判定委員会委員につきましては、規定の根拠を条例とするために、今回新たに追加するものです。

次に、主任介護支援専門員及び介護支援専門員につきましては、現行の介護保険専門員の職務から切り離して新たに規定し、現状より報酬額を引き上げるものでございます。これは人材確保等の観点からと近隣自治体の支給状況を踏まえ、行うものでございます。

次に、助産師につきましては、新年度より母子保健法第18条の低体重児の届け出及び第19条の未熟児の訪問指導が長崎県から権限移譲されることに伴い、未熟児に対する見識が深い助産師を雇用することで、町民のより細やかなニーズに沿ったサービスを図るため、新たに追加するものでございます。

次に、長与町新型インフルエンザ等対策本部本部員につきましては、議案第2号にも関連する内容でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに設置する対策本部に置く本部員について、新たに規定するものでございます。

また、長与町体育指導委員の名称変更につきましては、スポーツ基本法の改正によるものでございます。

なお、本条例の施行日は平成25年4月1日を予定いたしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第15号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第16、議案第16号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第17号、長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としております議題について、提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 (吉田慎一君)

ただいま一括して上程いただきました議案第16号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第17号、長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この2件の条例を改正するに至った経過としまして、職員が所有する住宅、

いわゆる持ち家に係る住居手当につきましては、国においては平成21年12月から、長崎県においては平成23年12月から廃止をされております。

本町においては、国、県及び近隣市長の支給状況を踏まえ、平成24年4月より持ち家に係る住居手当を3,500円から、近隣の長崎市並みの2,500円に減額をいたしております。しかしながら、今回、他自治体の状況等を踏まえ、改めて再検討した結果、本町においても当該手当を廃止する判断をいたした次第でございます。

議案第16号の改正点につきましては、条例第9条の2を全部改正し、住居手当の支給対象をみずから居住するための住居を借り、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員のみとするものでございます。

また、議案第17号につきましても、同様の理由により、一般職員の住居手当の改正とあわせ、企業職員についても所要の改正を行うものでございます。

なお、この2件の条例の施行日は、平成25年4月1日から予定をいたしております。

以上が本議案の内容でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第16号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第16号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に、議案第17号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第17号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第18、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

議案第18号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

現在の長与町土地開発基金に属する基金の額と条例に規定している基金の額との隔たりの改正及び基金の処分に関する規定を加えるものでございます。

第2条の改正は、同条第1項で規定している基金の額300万円を、現在の基金の額4億7,600万円に改めるものであります。

第7条は、第6条の次に基金の処分に関する条項を新たに追加するものであります。

附則につきましては、施行期日を平成25年4月1日から施行することといたしております。

第2項には、現在の基金の額の端数については、同条例第2条の規定により、積み立てられた基金の額とみなす経過措置を設けております。

以上が本議案の提案理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第18号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつ

けることに決定しました。

日程第19、議案第19号、長与町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第19号、長与町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

今回の改正は、長与小学校の建てかえ作業により新校舎が完成したことに伴い、同校の位置を変更するものでございます。

改正点につきましては、別表第1中「長与町嬉里郷635番地」を「長与町嬉里郷659番地2」に改めるものでございます。

なお、本条例の施行期日は公布の日から施行し、平成25年1月8日から適用することといたしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第19号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第20、議案第20号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第20号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

今回の改正は、町立高田保育所の園舎移転に伴う所在地の変更と、あわせて規則等と重複する規定を整理するものでございます。

改正点につきましては、第2条で位置を「長崎県西彼杵郡長与町高田郷2047番地3」に改め、第4条から第7条までを削り、第8条を第4条に改めるものでございます。

なお、本条例の施行事実は、第2条の改正規定については公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日とし、その他の改正規定については平成25年4月1日といたしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第20号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

日程第21、議案第21号、長与町地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第21号、長与町地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思っております。

今回の改正は、障害者自立支援法の一部が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、第1条は設置について、上位法であります障害者自立支援法の改正内容にあわせて名称等を改め、第3条は協議会の構成についての内容でございますが、構成要件である障害者に「その家族」を加え、文言を整理するものでございます。

なお、本条例の施行期日は平成25年4月1日からといたしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第21号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第22、議案第22号、長与町基本構想の策定に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第22号、長与町基本構想の策定に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

市町村における基本構想の策定につきましては、平成23年の地方自治法の改正により、議会の議決を経ての策定条項はなくなったものでございます。

しかしながら、基本構想は市町村が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針となるべきであり、その重要性から本町においては、引き続き基本構想を策定をすることとするとともに、その策定や変更にあたっては、民意を最大限反映させるため、議会の議決を経ることとすべく義務化するため本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の骨子につきまして、御説明をさせていただきます。

第1条におきましては、長与町基本構想をもって町の総合的な行政運営とまちづくりの基本指針とする趣旨を規定したものでございます。第2条におきましては、第1項で基本構想の策定義務を、第2項ではその期間を10年間とすることを規定しております。第3条におきましては、基本構想の変更または廃止について、社会情勢等の変化に対応できるよう、変更または廃止できることを規定しております。第4条につきましては、基本構想を策定、変更及び廃止する場合は、民意を最大限反映させるため、議会の議決を要することを規定したものでございます。第5条につきましては、基本構想について、町民の皆様への周知を図ることを規定しております。第6条につきましては、基本構想の実現に向け、基本計画を策定する義務を規定したものでございます。第7条は、委任条項を定めたものでございます。

なお、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、長与町基本構想の策定に関する条例につきまして、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番

(饗庭敦子議員)

今回、上程された長与町基本構想の策定に関する条例については、現在、議会の方でも、議会基本条例の中で基本構想及び基本計画に関して検討を行っております。その中の素案の中で地方自治法第96条第2項に基づき、議会の議決事件は、長与町における基本構想及び基本計画の策定、変更等とするとしているところであります。

しかしながら、今回、上程された条例の中では、基本構想のみ議決権を持ち、基本計画については制定されておられません。この長与町議会の検討の中で、地方分権からさらに地方主権へと地方自治体が主体的に地域に密着した政策を進めていくことが求められており、町の推進ガイドラインとなる総合計画に対して、基本構想だけではなく、具体的な推進施策である基本計画の決定についても、行政と一緒に考えていき、議会も責任を担っていく一歩前進した案を策定しているところであります。

地方自治法第96条第2項において、町民の負託にこたえる町政運営を実現するため、議会が議決事件の拡大について検討を図ることで議会の監視機能、調査機能、政策形成機能などを高め、議会の責任を果たしていくことを定めているものと思います。

そもそも基本構想は抽象的なものだから、基本計画にまで議会が責任を持って承認することが必要なのだと考えますが、この条例は基本構想だけが議決事件になっております。本条例に基本計画を入れるお考えがないのか、お尋ねいたします。

議 長

(山口経正議員)

企画課長。

企画課長

(松浦篤美君)

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、基本的に前の自治法の段階では、基本構想のみの制定というのが議会の議決事項でございました。それに準じて今回この基本構想の策定に関する条例を上程しているわけですが、基本構想は一応10年間の将来の目標というものの指針を決めております。

ただ、それに基づきまして基本計画を実行するに当たりまして、どうしてもその財源となるものが、補助金がかかなり多く占めております。その中で、やはり現在の社会情勢、経済情勢の中で補助金の変遷というのがかなり毎年毎年多く出ております。そういたしますと、そのたんびに計画の実施時期等

の変更をする場合は、毎回議会にかけさせていただかないといけないという形になりまして、事務的にもかなりな煩雑さ出てくるということで、今回基本構想という形で上程させていただいております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

今のお話の中で補助金の関係もあり、その計画を再度議決となると煩雑になるということではありますけれども、この基本計画を議決事件にしている自治体は、今43自治体あると聞いておりますが、この先進自治体の例を検討されたのかと、また煩雑になるとのことですけれども、現在の状況を1と考えますと、その煩雑さを割合的にするとどのような割合になるのか、具体的な検討内容を教えてください。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

この策定に当たりまして、確かに基本計画もということで、一応検討はさせていただきますところでございます。

また、先進地といいますか、基本計画まで議会の議決のということで定められているところも一応調査をいたしました。要するに、やはりそのところでもそういう先ほど申し上げました補助の問題ですね。これがどうしても財源を補助金に頼っているというのが現状でございます。そのために、やはりかなり毎年毎年補助の手續等が変わってきておりますので、その分については、かなり大変なところもあるような形で見受けられております。

それと、また議会の議決が必要となってくれば、やはりその補助に關しまして財政的な配分というのが、どうしても事業の取捨選択という部分でかなり毎年毎年見直しをしていく必要があるということで、現在になっております。その分ではやはり基本構想のみで今回はお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

1番 (饗庭敦子議員)

もう1点、聞いた分の答えが。

議長 (山口経正議員)

答弁漏れがあるそうですけど。

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

申しわけございません。

煩雑さにつきましては、やはり現在、基本計画の下に振興計画というのを企画の方で思っております。これは3年ごとのローリングということで、毎年毎年ローリングでやっておりますけれども、やはりその中でも相当な事業の年数を延ばしたりとか、やりとりというのがかなり出てきております。その分ではやはり、その上にその議会の方に変更計画を上程するというのは、かなり厳しい時間帯になるかなというふうには考えております。以上です。

割合については、申しわけございません。算出しておりません。

議 長 (山口経正議員)  
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)  
 煩雑さがどれくらいになるのかというのを、ちょっとお聞きしたかったんですが、今明確に出てないということですので、その中でやはり自治体というのは、二元代表制で首長と議会の緊張関係を維持し、それぞれの持ち味を生かして論点、争点を明確にしながら最良の意思を決定し、導くことが期待されている政治システムだと思うんですね。

町長もかわられて、当然長与町の基本構想も変わられると思います。今までおっしゃられたように基本構想だけが議決事件でありましたけれども、今後は議会改革という大きな目標に向けて、行政側にもぜひ御協力をいただき、ともに1歩前進したいと思うところであります。それで……。

議 長 (山口経正議員)  
 饗庭議員に申し上げます。

質疑には意見を付してはならないことになっておりますので、質疑をしてください。

1 番 (饗庭敦子議員)  
 はい、わかりました。

それで、ぜひとも基本計画まで議決事件に追加していただきたいと思いますが、首長の町長はどう思われますか。

議 長 (山口経正議員)  
 町長。

町 長 (吉田慎一君)  
 今、饗庭議員おっしゃるように、私もこれは議会の皆さんと一緒に進めていくものだというふうに考えております。したがって、この基本構想、基本計画については、もともと町としては、もうしなくてもいいというようなことが出ておりますけれども、あえて議会の皆さんとともに考えていきたいということでこの基本構想を一緒に考えていきたいというふうに思っております。

その中でいろいろ議論すべきものを出し合って、その方向性をきちんと決めていきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)  
 ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第22号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけ

ることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第23、議案第23号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第23号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の変更につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

今回の議案につきましては、平成24年6月21日の第2回定例会で議決いただきました請負契約につきまして、当初請負契約額8,541万3,300円を3,349万800円減額し、契約額を5,192万2,500円として請負契約の変更を行いたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は全長593メートルのうち、西側埋立地を起点とし、熱回収施設予定地までの400メートル部分について、車道6.75メートル、歩道2.50メートルの幅員で新設工事を行う工事でございます。

今回変更となります工事につきましては、工事を進捗していく中で、計画道路と隣接する農地への盛り土工事が近接して行われております熱回収施設用地造成工事を行う長与・時津環境施設組合により追加され、農地と計画道路との高低差がなくなったことにより、擁壁工が廃止されたことに伴い、請負金額が変更となっております。

以上が本案の主な内容でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

それでは、この件につきまして質問をさせていただきますけれども、3,300万円余りの減額変更での契約を提案されておりますが、今先ほど簡単には町長の方から経緯が、説明があったんですけれども、参考資料が添付されておりますので、せっかくですので、場所ともう少し詳しい内容を説明いただけないでしょうか。

それと、聞くところによると、これは一部組合の方の工事変更に伴うもの

とお聞きしており、そちらでは地権者との合意後に契約変更がなされているとお聞きしておりますので、そのこのとこの経緯もあわせてお願いします。

それと、2点目ですけれども、費用の関係ですね。本町では、減額となっているようですが、本町が出資している一部組合の方では、今度多分増額になると思うんですよね。そのこのところの関係はどのようになっているのか。

また、本町は出資というか、お金を出しております負担金ですね、それについては、どのように影響してくるのか。当然、この部分では契約が減額になってるんですけれども、当然向こうでは増額になるのではないかと。そのときに負担金、当然時津と長与、それぞれ負担金を払っておりますので、その負担金はどのように変わってくるのか、その点をよろしくお願いします。

議 長 (山口経正議員)  
都市整備課長。

都市整備課 長 (日野 勉君)  
前段の2つの質問についてお答えします。

参考の図面を皆様見られていると思いますけども、この図面の上の方の平面図でございますが、左の方が起点側になっておりまして、西が埋立地でございます。この色を塗っておりますちょうど終わりの分に、この図面でいきますと、その上あたりが焼却施設の造成地になっております。それから、道路の色は塗っておりませんが、右手の方になります。これが時津の町道との終点部でございます。

変更理由のもう少し詳細な説明でございますが、先ほど町長が御説明されたとおりで、この図面の起点側の方ですね。起点側の方の半分ぐらいの間に一部農地がございます。この農地は現在の道路の計画よりはくぼ地になっておりまして、これは地権者の方と組合の方との協議によりまして、土を埋めたいというお話がございました。道路としましても、当然この道路築造から発生する残土につきましては、この区域外へ搬出する予定でございましたが、ここに埋めるということで、その分のまず土量の運搬費が減ります。

それから、この埋める区間のちょうど道路側、のり側になりますが、この図面の標準断面図でL型の擁壁をしておりますけども、この赤でバツって書いておりますのが、この擁壁が結局埋めることによって要らなくなりましたので、この区間の擁壁が約171メートルございます。高さが80センチから4メートル近くございますが、これがまず廃止されましたというのが主な理由でございます。

あと変更の時期につきましては、当然この埋めるという時点から、今現在までは一部期間があいておりますが、これにつきましては、請負業者の方と工事打ち合わせ簿によりまして、後で変更していいようになっておりますので、今回変更をした次第でございます。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
環境対策課長。

環境対策課 長 (益富雅彦君)  
詳細な金額等には、把握しておりませんが、負担のあり方についてという

ことでございますでしょうか。

今、都市整備課長が申し上げますように、工事が不要になった分ということで、今回の減額補正になっておりますが、この埋め立てをするというものが発生したことによりまして工事費が削減をされております。その削減の比率というのを組合と長与町で案分をして負担をするという形になっております。要するに、町道を造成することにおける削減額、それと組合が本来負担すべき金額の削減額、今正確に把握をしておりませんが、その負担割合によりまして減額がなされているということでございます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

ちょっと本会議場でこの図面の聞くのもどうかと思いますけど、この断面図、標準断面図というのが下についてますよね。この断面図の箇所をちょっとどこになるのか、このカーブしたところのですね。これちょっとお願いします。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

これ標準断面図としておりますが、左手の起点部の方は、擁壁の高さが低くて、終点側に行くにつれまして高さが4メートル25ぐらいになります。この書いてある図面は、終点部から、後ろの方から大体3分の2ぐらいですかね。一番高いところで4メートル25ですので、今高さで書いておりますのが約3メートル50ぐらいですので、終わると、このちょっと手前ぐらいということで認識していただければと思います。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

ちょっとこれ言葉ではわかりにくいので、後でちょっとこの断面の場所を教えていただきたい。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

後で報告いたします。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第23号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第24、議案第24号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田愼一君)

議案第24号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第5号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,745万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を128億3,937万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。

歳入の1款町税では、町民税、固定資産税、町たばこ税及び都市計画税を増額計上いたしております。

6款地方消費税交付金及び9款地方交付税では、交付額の決定により増額計上いたしました。

12款使用料及び手数料では、丸田荘の休業による使用料を減額計上いたしました。

13款国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金の増額計上、国の緊急経済対策に伴う公園整備事業費交付金及び多目芝生広場多目的トイレ建設事業費交付金などの計上、長与小学校校舎建築事業費の24年度分事業費に対応する学校施設環境改善交付金の増額及び今年度の事業費に対応する社会資本整備総合交付金の減額などを計上いたしております。

14款県支出金では、障害者自立支援給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、障害者自立支援対策臨時特例基金事業費補助金、個人県民税徴収取扱費委託金及び市町村権限移譲等交付金などを増額計上し、保育対策等促進事業費補助金、妊婦健康診査支援事業補助金及びながさき鳥獣被害防止施設緊急整備事業費補助金などを減額計上をいたしております。

15款財産収入では、財政調整基金を初め、各基金の運用収入を増額計上いたしております。

16款寄附金では、民生費寄附金、1件、ふるさと長与応援寄附金、3件、

合わせて4件の御寄附について計上させていただきました。

17款繰入金では、財源調整のための財政調整基金及び減債基金繰入金の減額と、長与小学校校舎建築事業費の交付金及び起債額の増額に伴い、義務教育施設整備基金繰入金の減額、保育所整備事業の執行見込みによる財源調整としての地域福祉ボランティア基金繰入金の増額を計上いたしております。

18款繰越金は、確定額のうち、未計上分を計上いたしました。

3ページの19款諸収入には、榎の鼻土地区画整理事業に伴う町有財産の建物解体補償金及び長崎県市町村振興協会市町村配分金を増額計上いたしました。

20款町債では、国の緊急経済対策事業による新規計上や各事業に対する事業費の変更、特定財源の調整などに合わせた補正額を計上いたしております。

続いて、4ページからの歳出の主なものを御説明いたします。

2款総務費では、多目的芝生広場のトイレ建設に係る事業費及びふれあいセンターの耐震診断委託料の計上、財政調整基金など、各基金への積立金の増額、南交流センター下段の西彼中央土地開発公社保有用地を買い戻す経費などを計上いたしております。

3款民生費では、長与町社会福祉協議会運営補助金の増額、自立支援給付費の増額、保育所運営費補助金等の補正、老人福祉センター丸田荘の休業に伴う管理費等の減額及び改修工事費の計上、後期高齢者医療療養給付費負担金の増額、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額などを計上いたしております。

4款衛生費では、健康診査委託料の減額、長与・時津環境施設組合負担金の減額を計上いたしております。

6款農林水産業費では、上山田ため池改修に伴う測量設計委託料の新規計上、不用額見込みにより、ながさき鳥獣被害防止施設緊急整備事業費補助金などを減額計上いたしました。

7款商工費では、信用保証料補給補助金の減額などを計上いたしました。

8款土木費では、国の補助事業である市街地整備総合交付金事業の最終事業費調整に係る補正、土地区画整理事業特別会計繰出金の減額、街路事業費の事業費調整に係る減額、国の緊急経済対策事業による公園整備事業に係る経費の計上、不用額見込みによる耐震診断補助金の減額などを計上いたしております。

4ページ下段及び5ページ上段の10款教育費では、各基金への積立金の増額、長与小学校校舎建築事業費の事業費調整に係る補正、体育施設管理費の事業費確定による減額などを計上いたしております。

12款公債費では、地方債に係る元金及び利子の最終見込みによる補正を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続いて、6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正では、変更分として、土地区画整理事業特別会計繰出金の増額1件、追加分として、

多目芝生広場トイレ建設の普通財産施設整備事業、以下9件につきまして、年度内の完了が困難であると見込まれる繰越予定額をお願いいたしております。

7ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正では、現在、西彼中央土地開発公社が所有している用地の買い戻しに係る債務負担をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。第4表、地方債補正では、土地区画整理事業、以下4件について、限度額の変更をお願いいたしております。

以上が補正の主な内容でございます。

議案の後に、平成24年度長与町一般会計補正予算(第5号)に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番

(吉岡清彦議員)

ちょっと二、三点、再質の方でお聞きします。

議 長

(山口経正議員)

マイクを、済みません、近づけてください。

19番

(吉岡清彦議員)

明細書の方の21ページ、財産管理、用地購入があります。それでまた、上の方で工事請負、ちょっと再度、もう少し詳しくこのところをよろしくをお願いいたします。

次に、29ページ、道路新設改良が1億5,000マイナスになってますけども、この内容についてお願いいたします。

それと同じ29ページで、公園緑地、下の方ですね、1億9,000予定しておりますけども、これのほど、再度詳しくお願いいたします。

議 長

(山口経正議員)

管財課長。

管財課長

(山下多喜男君)

お答えいたします。21ページの17節公有財産購入費の件でございますけれども、先ほど町長が提案理由の方で説明をいたしましたけれども、西彼中央土地開発公社の買い戻しの分でございます。面積が1,598.16平米、483.4坪となっております。単価につきましては、平米当たり7万3,789円でございます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備

(日野 勉君)

課 長

29ページの15節工事請負費の減額の理由を説明いたします。

これは、旧まちづくり交付金でやっております平木場線が減額になりました

た。それと、高田小学校線が減額になっております。それから、先ほど23号で上げました池堂西時津線が減額になっております。

それから、これ当初予算では仮称高田南自由が丘線を上げておりましたが、これ国の補助の関係についておりませんでしたので、この分が満額減額となっております。

次に、同じく29ページの17節公有財産購入費の用地購入費でございますが、これは下水処理場の横に港湾用地が以前ございまして、これが土地開発公社で買収しております。この土地をまちづくり交付金を利用して買い戻しまして、そこを多目的広場として、例えば国体とかそういう催し物の駐車場になったりとか、広場整備をする計画でしておる分の用地買い戻し分と、その他利息等の分でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第24号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

(休憩11時56分～13時10分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程に入る前に、先ほどの議案第23号の西田議員の質疑の中で、後ほど報告するとの答弁がありましたので、これに対する答弁を許可します。

都市整備課長。

都市整備課 (日野 勉君)

説明いたします。標準断面図でかいている場所が平面図のどのあたりかということで、先ほどちょっとアバウトな回答をいたしましたので、詳細にお答えいたします。

起点側から終点側に向かって内カーブがございまして、それから約40メートルばかり直線がございまして、それから、外カーブになってこの赤で塗ってある400メートル地点へなっております。この標準断面の場所は、

議 長 ちょうど内カーブと外カーブの間の直線区間でございます。以上です。  
(山口経正議員)  
日程第25、議案第25号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長 (吉田慎一君)  
それでは、議案第25号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。  
予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,371万2,000円を減額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,300万9,000円とするものでございます。  
それでは、歳入につきまして説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。  
今回の補正による歳入は、交付額、負担金の額の決定による補正額が主なものでございます。  
3款1項国庫負担金は、交付決定による減額補正となっております。  
4款1項療養給付費交付金は、24年度の退職被保険者の医療費等に係る交付決定分として計上をいたしております。  
6款1項県負担金につきましては、高額医療費共同事業費医療費拠出金の額が決定したことによる負担金の増額分を計上しております。なお、同額を3款の国庫負担金にも計上しております。  
7款1項共同事業交付金につきましても、交付決定による減額補正となっております。  
11款3項雑入は、交通事故に係る医療費について、第三者納付金として国保へ返納された分と、資格喪失後の受診による返納金を計上いたしております。  
次に、歳出につきまして説明いたします。3ページをお開きください。  
2款1項療養諸費につきましては、平成25年1月までの支出状況により平成24年度の支出を見込んだもので、一般被保険者療養給付費として1億5,880万9,000円を減額し、退職被保険者等療養給付費として1,730万円を増額しております。  
7款1項共同事業拠出金ですが、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金の決定による増額でございます。  
以上が今回の補正の主な内容でございます。  
なお、説明資料といたしまして、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。  
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)  
これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第25号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第26、議案第26号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第26号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,413万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億9,278万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料は、1,238万9,000円を増額計上いたしております。

3款繰入金は、174万4,000円を増額計上いたしております。それぞれ最終見込み額での計上でございます。

次に、歳出について説明いたします。3ページをお開きください。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金に1,413万3,000円を増額計上いたしております。最終見込み額により計上いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第26号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第27、議案第27号、平成24年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第27号、平成24年度長与町介護保険特別補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定は既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,021万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を25億602万6,000円とするものでございます。

介護サービス事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ338万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を2,167万9,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定の歳入について説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金は、90万円を計上いたしております。住民基本台帳法改正によるシステム改修に伴う補助金でございます。

8款繰越金は、2,021万2,000円を増額計上いたしております。平成23年度介護保険特別会計保険事業勘定の精算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出について説明をいたします。3ページをお開きください。

2款保険給付費は、2,021万2,000円を増額計上いたしております。居宅サービス給付費を増額いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定につきまして、歳入から説明いたします。予算書の5ページをお開きください。

2款繰越金は、338万5,000円を増額計上いたしております。平成23年度介護保険特別会計介護サービス事業勘定の精算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出について説明いたします。6ページをお開きください。

1款事業費は、338万5,000円を増額計上いたしております。委託料の増額でございます。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成24年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第27号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第28、議案第28号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第28号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思っております。

予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,775万2,000円を減額いたしまして、補正後の総額を9億8,695万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入について説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。

1款1項国庫補助金450万8,000円。

2款1項県補助金160万2,000円。

4款1項一般会計繰入金1,164万2,000円を補助事業費の決定による変更並びに職員の異動に伴う人件費等の変更に伴い減額計上いたしております。

ます。

次に、歳出について御説明をいたします。3ページをお開きください。

1款1項都市計画費1,775万2,000円を減額計上いたしております。これは、歳入で御説明いたしました補助事業費の決定による変更に伴う県事業委託料の減額と職員の異動に伴う人件費等の減額によるものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。繰越明許費として、高田南土地地区画整理事業で1億8,000万円から3億2,750万への変更をお願いいたしております。内容につきましては、工事4件、補償7件となっております。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

4ページの繰越明許のところでお伺いします。

補正前が1億8,000万で、補正後3億2,750万ということで、補正のときにも繰越明許を1回行って、また再度追加ということで、繰越明許をしなければならなかった理由が1つと、前回の補正のときにもうそのとき想定できてなかったものなのか。結局、補正前、この1億4,750万については年度内に終わらせる予定だったと思うんですね。だから、このときに繰越明許の金額に含まれてなかったというふうに思うんで、なぜ繰越明許をしなければならなくなったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課 長 (日野 勉君)

お答えします。12月は、移設費として1件、事業ベースで1億8,000万上げておりました。今回ふえた理由は、当初、3月末までにお約束しておりました高田線及び小学校線の工事が完成まで含めて2カ月ぐらいおくれるということで、限度額としてその分がふえております。

それと、以前、移転費として移設1件だけを上げておりましたが、この鉄塔の分は契約の前払い金の関係でその分は減額になっておりますが、12月の時点で3月までに解決すると思われておりました移転の交渉関係で、移転が6件、この分は3月までにちょっと完成することができなかったということで、その分がふえております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

理由についてはわかりました。

これは次年度の繰越明許となりますけども、次年度についてはスムーズに行く予定が、めどが立っていらっしゃるのか、その辺について伺いたいと思

います。

議長 (山口経正議員)  
都市整備課長。都市整備課長 (日野 勉君)  
お答えします。今回上げました繰越明許費については、工期的に25年度で完了するという事をお聞きしております。以上です。

議長 (山口経正議員)  
ほかに質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで、質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第28号は、建設産業常任委員会に付託します。  
お諮りします。  
ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第28号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第28号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。  
日程第29、議案第29号、平成24年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

町長 (吉田慎一君)  
議案第29号、平成24年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。  
予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、第2条収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益、第1項営業収益を702万9,000円の減額、及び第3項特別利益を4,000円の減額補正を行い、総額を6億9,247万7,000円といたしております。これは、上水道及び自由が丘団地の水道料金の減収並びに無届け使用に係る過年度水道料金の減収によるものでございます。  
また、第3条資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入、第1項負担金を500万円の減額補正を行い、総額を472万5,000円といたしております。これは、高田地区(高田南)配水管布設工事未施工に伴う工事負担金の減収によるものでございます。  
なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億118万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額655万7,0

00円、当年度分損益勘定留保資金1億1,788万5,000円、減債積立金1億2,527万5,000円及び建設改良積立金5,146万4,000円で補てんする予定でございます。

第4条の債務負担行為では、榎の鼻土地区画整理事業工事負担金について、期間及び限度額を定めております。

以上が今回の補正の内容でございます。

なお、議案の後に平成24年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)に関する説明書を添付いたしております。御参照の上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第29号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第30、議案第30号、平成24年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第30号、平成24年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、第2条収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益1,136万円の減額補正を行い、総額を8億6,751万5,000円といたしております。これは、下水道使用料の減収による営業収益の減額でございます。

また、支出で、第1款下水道事業費1,000万円の減額補正を行い、総額を6億8,437万8,000円といたしております。これは、不明水対策として実施しております調査委託費が減額となり、営業費用を減額するものでございます。

次に、第3条資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入536万9,000円の減額補正を行い、総額を5,087万8,000円といたしております。これは、浄化センターの消化ガス発電に係る事業を当面見合わせたことによる国庫補助金の減額でございます。

また、支出で、第1款資本的支出6,000万円の減額補正を行い、総額を3億8,284万5,000円といたしております。これは、元木地区で県事業と同時施工で予定をしておりました污水管布設工事及び制御盤更新工事が県施工の2級河川高田川河川改修工事の着工延期に伴い、発注を延期したことと、浄化センターで発生しております消化ガスの有効利用に係る実施計画を当面見合わせるとしたことが主な要因で、建設改良費の減額を提案いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,196万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額732万7,000円、減債積立金2億1,935万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3,633万円及び繰越工事資金6,895万4,000円で補てんするものでございます。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、議案の後に補正予算(第2号)に関する説明書を添付いたしております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第30号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第31、議案第31号、平成24年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第31号、平成24年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公営企業法の一部改正が行われたため、今年度より下水道事業会計資本剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

なお、同法律の施行期日につきましては、平成24年4月1日でございます。

具体的な処分の内容につきましては、平成24年度除却資産のうち城の平地区污水管及び下岡地区マンホールポンプについて、取得時において事業費の一部として国庫補助金により1,057万4,312円を充当しているものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第31号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第32、議案第32号、平成25年度長与町一般会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第32号、平成25年度長与町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

予算書の1ページをお願いいたします。平成25年度一般会計予算の総額を112億1,398万7,000円といたしております。この予算規模は、平成24年度に比べて6億7,267万3,000円、率にしておよそ5.7%の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから7ページまでの第1表、歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものを御説明いたします。

歳入の1款町税は、42億8,180万5,000円を計上いたしました。前年度比8,203万円、2.0%の増額でございます。個人町民税、固定資産税及び税制改正による町たばこ税の増額が主な要因でございます。

2款地方譲与税から8款地方特例交付金までについては、平成23年度予算額及び平成24年度の歳入状況を参考に、合わせて3,200万円の減といたしました。

9款地方交付税と、3ページの10款交通安全対策特別交付金は、前年度同額を計上いたしております。

11款分担金及び負担金では、児童福祉負担金の保育料、清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金など2億3,777万4,000円を計上いたしております。前年度比2,480万円、率にして9.4%の減額でございます。これは、児童福祉費負担金の減額が主な要因でございます。

12款使用料及び手数料では、都市計画使用料、住宅使用料などの使用料及びごみ・し尿収集手数料などの手数料、合わせて1億4,303万8,000円を計上いたしました。

13款国庫支出金は、14億3,645万9,000円、8,186万6,000円の減でございますが、学校施設環境改善交付金の減額が大きな要因となっております。

14款県支出金、6億9,252万5,000円計上いたしております。内容は、障害児通所給付費等負担金、国民体育大会競技別リハーサル大会補助金、がん検診等データ管理システム整備事業補助金、緊急雇用創出事業補助金及び本年度執行予定の長崎県知事選、参議院通常選挙に伴う分を増額計上しております。一方、妊婦健康診査支援事業及びワクチン接種緊急促進臨時特定補助金が平成25年度から廃止された分が減額の主な要因であります。増額、減額合わせて、前年度比4,702万7,000円の増額計上でございます。

15款財産収入は、183万6,000円で、土地貸し付け収入が主なものでございます。

16款寄附金は、前年同額でございます。

17款繰入金は、特別会計繰入金のほか、財源調整としての財政調整基金、減債基金からの繰り入れと特定目的基金からの繰り入れを合わせて8億5,660万9,000円を計上いたしております。

18款繰越金は、前年同額でございます。

続いて、4ページをお願いいたします。19款諸収入では、小規模企業振興資金預託金元利回収金や雑入など8,843万円を計上いたしました。

20款町債は、11億3,850万円、6億360万円の減額となっております。これは、長与小学校校舎建築事業に伴う小学校施設整備事業充当起債の減額によるものが主な要因でございます。

次に、5ページからの歳出につきまして、主な内容を御説明を申し上げます。

1款議会費では、議員共済会給付費負担金などの減額により、1億6,230万7,000円の計上で、前年度比697万1,000円の減となっております。

2款総務費は14億7,845万8,000円で、前年度比9,209万9,000円の増となっております。1項総務管理費は、文書広報費や国民体育大会推進事業費を増額した一方、電子計算費を減額しております。このほか、2項徴税费での賦課徴収費の増、4項選挙費での増などが主な要因でございます。

3款民生費は37億1,033万円で、前年度比7,348万1,000円の増となっております。1項社会福祉費の障害者福祉費や、3項老人福祉費の後期高齢者医療費の増額が主な要因であります。

4款衛生費は10億5,910万7,000円で、前年度比6,840万5,000円の減となっております。1項保健衛生費の保健衛生総務費や省エネルギー対策費のLED電球等購入費補助金を増額した一方、2項清掃費のごみ処理費を減額いたしております。

5款労働費は3,339万円で、前年度比235万2,000円の減でございます。

6款農林水産業費は2億213万8,000円で、前年度比1,248万4,000円の減でございます。1項農業費の農業振興費の減額が主な要因となっております。

7款商工費は6,403万7,000円で、前年度比984万8,000円の増でございます。住宅リフォーム助成金の増額が主な要因でございます。

続いて、6ページをお願いいたします。8款土木費は18億858万5,000円で、前年度比2億4,152万5,000円の増でございます。主な増減は、1項土木管理費及び2項道路橋梁費が減、5項都市計画費及び6項住宅費が増となっております。

9款消防費は、前年度並みの3億8,964万2,000円を計上をいたしております。

10款教育費は10億6,438万4,000円で、前年度比9億8,034万8,000円の減となっております。2項小学校費の長与小学校校舎建築事業費の減が主な要因となっております。

11款災害復旧費では、1,160万円で、前年度並みの計上となっております。

12款公債費では、元金分が減、利子分が増となる見込みで、12億1,000万8,000円の計上で、前年度比1,571万4,000円の減でございます。

13款諸支出金及び14款予備費は、前年度同額を計上いたしております。以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為では、公用車リース

料、以下13件について、期間及び限度額を定めております。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債では、土地区画整理事業、以下4件について起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

以上が当初予算の主な内容でございます。

議案の後に、平成25年度長与町一般会計予算に関する説明書を添付いたしております。また、平成25年度長与町一般会計予算に係る主要な施策に関する説明書につきましては、一部様式を追加及び変更して添付いたしておりますので、あわせて御参照いただき、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番、竹中 悟議員。

20番 (竹中 悟議員)

主要な施策に関する説明書の中から2つほど質問させていただきます。

9ページの地域情報の発信事業ですかね、この委託の内容、そして昨年の金額の約倍ぐらいになっておりますけど、その辺の金額の内容ですね。それから、これについてはエフエム長崎っていうんですかね、FMの方で放送をしているんですけど、聴取率がいいのは一般の民放の方が有効的じゃないかなと思うんですけど、その辺の見解と含めてお尋ねをします。

それから、11ページ、姉妹都市のウェザースフィールド、行くようになってるんですけど、この金額、旅費ですね、それから人数、目的、そして昨年の活動と今年度の活動の比較、この辺についてお尋ねをいたします。

議長 (山口経正議員)

政策推進課長。

政策推進課長 (松添高明君)

お答えいたします。地域情報発信事業委託、この件での内容の御質問でございますけれども、大きく分けますと人件費、さらには今度放送料、電波料、制作費用を含みます放送料等々がございます。人件費に569万ほど、放送料等に558万ほどかかってという内容でございます。

これは、昨年の9月議会をお願いをいたしまして、10月から現在半年ですかね、という形でやっております、全体予算はそういうことで大きくなってるということでございます。

内容は週1回、長与町の各方面からのPRということで、各種情報発信をしているところでございます。

民放と比べると、やはりエフエム放送さんの方が聞きますと随分安くなってるというふうにお聞きをしております。人件費等につきましてもそういうことにお聞きをしております、これ全額で補助金を使いまして事業をやっているということでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

企画課長

企画課長。

(松浦篤美君)

主要な施策の11ページの国際交流費でございます。

まず、今回、姉妹都市でありますウェザースフィールド町への一応訪問を予定しております。その目的としては、記載のとおり、3.11の東日本大震災にウェザースフィールドの小学校の方から義援金を子供さんたちが集めていただいて、こちらの方に輸送していただきました。お礼状は出してありますけども、実際ウェザースフィールドへ訪問いたしまして、口頭でその小学校の方にお礼を申し上げたいというのが一つの目的でございます。

それと、このウェザースフィールド町の訪問に関しましては、平成9年の姉妹都市締結のときにお伺いしたっきり行っておりません。その関係で、本年度予定をさせていただきたいと考えております。人数としては、6名程度を一応考えております。町長初め教育関係、あと町民関係、全部で6名程度で考えております。

昨年のウェザースフィールドとの交流の関係でございます。これにつきましては、年度初め、年初めとかクリスマスとかそういうときに、お互いメールでやりとりを行っております。それと、昨年の11月には、長与町の方から町の紹介冊子、これ町勢要覧あるいは町村会でつくりました「八町漫遊記」、それと県下21市町村の紹介記事を載せた冊子等を一応送付いたしましたところ、向こう側のウェザースフィールドの方の新聞の方といたしますか、新聞社のホームページの方にその紹介がされまして、ウェザースフィールドの方でも小学校間の、できればビデオ会議なんかを小学校の生徒同士やりたいという意向をお持ちでございます。その関係で、今年度お伺いしたいというふうに考えております。

財源といたしましては、歳入予算の方に計上させていただいておりますけども、長崎県の市町村振興協議会の方から、予算の限度額が176万ということで、その額と、あと国際交流基金の方から取り崩しをさせていただきまして予算に充てたいと考えております。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

竹中議員。

20番

(竹中 悟議員)

まず、1つ目の情報発信の件ですけど、これは補助が100%ですね。ですけど、FMの方を聞いていらっしゃる方ってあんまり聞かないですね、話をね。ですから、聞かないものを放送しても、そう価値がないんじゃないかなと、むだ遣いじゃないかなと思うんですね。その辺について、再度、民間を含めて、民放を含めて検討されるお気持ちがないかどうか。

それから、2つ目のウェザースフィールドの件なんですけどね、これは過去、相手の方から来られたのは1名だけなんです。アードマンさんっていう方が、タウンマネジャーが随分前に1回お見えになりました。私も公費で1回、私費で1回、2回向こうにお邪魔しましたけど、金額が非常に高いんですね、向こう、14時間、ウェザースフィールドまでかかりますし。それ

と、金額が高いし、時間が物すごくかかるということで、前町長あたりは随分財源の面から心配して、お呼びになってなかったという経緯があります。そういう点で、人数が6名も行かれる必要があるのかどうかというのまちょっと疑問なわけでございますけど、この辺について町長の見解として、ぜひともそういうふうな形で行かないといけないのか、その辺について町長の方からお言葉いただければと思っておりますけれども。

議 長 (山口経正議員)  
政策推進課長。

政策推進 課 長 (松添高明君)  
聞いてない方が、あんまり聞いてないとかいう議員さんのお話でございますが、結構これ好評を博しております、目あるいは耳伝いでもいろいろ評判を聞いております。今度は何の放送をするのかとか、この間の放送はよかったねとか、そういった、何ていいますか、お話を随分耳にします。そういうことで、議員さんは、今やっているのは火曜日の3時から、これ火、水、木ということで、水曜日が木曜ですかね、木曜が長崎市と同じような形で情報の発信をしてるところでございます。そういうことで、今のところは民放、そちらの方にちょっと今の委託料、費用ではどうかなというふうに思います。そういうことで、この補助金を活用いたしまして継続して実施していきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)  
竹中議員の質問にお答えしたいと思ってるんですけども、ウェザースフィールドにつきましては、先方の方からも来ていただいたということがあります。今回、義援金等々をいただきまして、町の体制も変わったということで、ごあいさつも含めてということが1点。そしてまた、教育関係ですね、教育関係の交流というのをちょっと考えて応援したいなというふうに考えてます。人数につきましては、まだ決定はしておりません。一応、所管等入るとそれぐらいになるかなということですけど、まだ決定はしておりません。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
ほかに質疑ありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで、質疑を終わります。  
ただいま議題となっております議案第32号は、総務常任委員会に付託します。  
お諮りします。  
ただいま総務常任委員会に付託しました議案第32号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第33、議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

予算書の1ページをお開き願います。平成25年度の駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ684万4,000円とするものでございます。この予算額は、前年度より16万円、2.3%の減額となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

第2条の一時借入金借り入れの最高額は500万円と定めております。

それでは、歳入につきまして御説明をいたします。2ページをお開き願います。

歳入の主なものとしましては、1款使用料及び手数料、1項使用料684万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出についての御説明を申し上げます。3ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費は、654万3,000円を計上しておりますが、駐車場管理委託料が主なものでございます。2項繰出金は、存目としております。

2款予備費は、30万円を計上いたしております。

なお、本予算の内容につきましては、予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第33号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけ

ることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第34、議案第34号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

では、議案第34号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。予算書の1ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,635万3,000円と定めるものでございます。この予算額は、前年度より1億472万1,000円、2.3%の増となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

第2条の一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、歳入から御説明をいたします。予算書の2ページをお開き願います。

1款国民健康保険税8億2,881万1,000円は、前年度比122万7,000円、0.1%の減を見込み、計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金7億2,895万7,000円は、療養給付費等負担金につきましては、医療費等の見込み額により算出したもので、国庫負担金全体で前年度比1,406万3,000円、1.9%の減となっております。2項国庫補助金3億6,871万1,000円は、前年度比5,591万1,000円、13.2%の減で計上いたしております。これにつきましては、財政調整交付金のうち被爆者の医療分に係る特別調整交付金の減額が大きな要因となっております。

4款療養給付費交付金は、退職被保険者分の医療費等の支出により交付されるものですが、医療費の大きな伸びと前期高齢者交付金に係る調整対象基準額の交付により前年度比1億2,622万、55.0%増の3億5,589万円を計上いたしております。

5款前期高齢者交付金は、23年度精算額の増を含め、前年度比1億2,292万5,000円、9.3%増の14億4,250万2,000円を計上いたしております。

6款県支出金、1項県負担金3,299万1,000円は、高額医療費共同事業負担金2,744万2,000円と、特定健康診査等負担金554万9,

000円で、同額を国庫負担金にも計上いたしておりますが、前年度比453万1,000円、15.9%の増を計上いたしております。2項県補助金1億9,258万円は、医療費等の見込み額により算定したもので、前年度比1,859万円、8.8%の減で計上いたしております。

7款共同事業交付金4億3,317万7,000円は、高額医療費共同事業交付金6,586万3,000円と、保険財政共同安定化事業交付金3億6,731万4,000円を計上いたしておりますが、前年度比5,399万4,000円、11.1%の減でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計繰入金で、1億5,101万3,000円で、前年度比517万1,000円、3.3%の減でございます。

10款繰越金3,000万1,000円は、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。4ページをお開きください。

1款総務費3,361万7,000円は、248万9,000円、8.0%の増となっておりますが、主なものとして、これまで個別に管理をしていました特定健診やがん検診、保健指導の結果などを網羅した健康管理システムの導入経費694万4,000円を計上しております。

2款保険給付費31億5,586万円は、前年度比1,293万8,000円、0.4%の増となっておりますが、その内容といたしましては、1項療養諸費28億5,263万7,000円が前年度比1,533万8,000円、0.5%の増、及び2項高額療養費の2億8,011万円が前年度比240万、0.8%の減となっていることが主な要因でございます。

3款後期高齢者支援金5億739万7,000円は、前年度比2,376万9,000円、4.9%の増で、平成25年度概算分と平成23年度精算分を計上しております。

4款前期高齢者納付金22万8,000円は、前年度比35万9,000円、61.2%の減で、平成25年度概算額及び平成23年度分の精算額の減により計上をしております。

6款介護納付金2億2,006万1,000円は、前年度比1,643万3,000円、8.1%の増でございます。

7款共同事業拠出金5億6,891万5,000円は、高額医療費共同事業医療費拠出金1億977万2,000円及び保険財政共同安定化事業拠出金4億5,914万3,000円を計上いたしておりますが、前年度比5,216万6,000円、10.1%の増でございます。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費2,744万7,000円は、前年度比889万4,000円、24.5%の減となっております。現在、平成25年度から平成29年度までの第2期長与町特定健康診査等実施計画を策定しておりますが、平成25年度の健診受診率を40%として、健診受診者数を見込み計上しております。2項保健事業費1,438万8,000円は、保健衛生普及費283万1,000円と、疾病予防費1,155万7,000円を計上いたしておりますが、前年度比118万2,000円、9.0%の増

となっております。予防医療重視の面から、39歳以下の健診についても積極的に進めていくため、健診委託料を増額しております。

5ページをお開きください。10款、11款、12款につきましては、大きな変更はございません。

なお、説明資料といたしまして、平成25年度長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照をいただきたいと思います。

以上が本案の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第34号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第35、議案第35号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第35号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の御説明を申し上げたいと思えます。予算書の1ページをお願い申し上げます。

平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,926万8,000円と定めるものでございます。この予算規模は、前年度に比べて3.0%の増となっております。

歳入から御説明を申し上げます。予算書の2ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、3億1,882万7,000円を計上いたしております。

3款繰入金6,974万8,000円は、事務費繰入金1,828万1,000

0円、保険基盤安定繰入金5,146万7,000円を計上いたしております。

4款繰越金は、存目計上でございます。

5款諸収入は、保険料還付金のほかは存目計上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げたいと思います。予算書の3ページをお願い申し上げます。

1款1項総務管理費407万1,000円は、昨年度比で529万7,000円の減となっておりますが、昨年度は住民基本台帳法の改正に伴う後期高齢システム改修費を計上していたためでございます。2項徴収費167万円は、徴収に係る経費を計上いたしております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億8,189万2,000円は、広域連合への保険料等の納付金でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は60万2,000円、2項繰出金は存目計上でございます。

4款予備費は100万円を計上いたしております。

以上が平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第35号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第36、議案第36号、平成25年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第36号、平成25年度長与町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。予算書の1ページをお願い申し上げます。

第1条第1項では、平成25年度の保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ25億3,941万6,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ1,893万7,000円といたしております。この予算規模は、保険事業勘定が2.7%増、介護サービス勘定は3.5%の増となっております。

それでは、歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げたいと思います。

2ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入から御説明を申し上げます。

1款保険料は、第1号被保険者の保険料を5億6,133万7,000円計上しております。

2款使用料及び手数料は、督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費負担金4億5,704万円を、2項国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業支援交付金を9,111万1,000円計上しております。

4款支払い基金交付金は、第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を7億1,152万6,000円計上しております。

5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費負担金を3億3,353万5,000円、3項県補助金は、地域支援事業交付金を736万5,000円計上しております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、そのほか一般会計繰入金を3億6,300万4,000円計上をしております。

8款繰越金は、1,444万円計上しております。

9款諸収入は、すべて存目計上でございます。

3ページをお願いいたします。続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

1款1項総務管理費は、1,041万5,000円計上しております。2項徴収費は、介護保険料徴収嘱託員報酬等として472万1,000円を、3項介護認定審査会費は、認定審査会、認定調査に係る経費を3,446万7,000円計上しております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護及び要支援の認定を受けた方が利用するサービス費を支払う経費で、昨年度比3.2%増の24億3,254万1,000円計上いたしております。

3款地域支援事業費は、1項介護予防事業費を2,100万円、2項包括的支援事業・任意事業費を2,400万円で計上をしております。

4款基金積立金は、存目計上でございます。

5款公債費、1項公債費は、50万円を計上しております。

6款諸支出金、保険料還付金等を、7款予備費は1,000万円を計上し

ております。

次に、介護サービス事業勘定につきまして御説明を申し上げます。

この勘定は、地域包括支援センターが行う要支援1、2の方へのケアプラン作成の収入を介護予防給付費収入として、ケアマネージャーの報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料などを指定介護予防支援事業費として支出するもので、歳入を4ページに、歳出を5ページに記載をしております。歳入歳出それぞれ1,893万7,000円を計上いたしております。

以上が本案の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成25年度長与町介護保険特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第36号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

場内の時計で14時35分まで休憩します。

(休憩14時22分～14時35分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第37、議案第37号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田愼一君)

議案第37号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。

平成25年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,302万7,000円で、事業の推進を図りたいと考えております。

4ページをお開き願います。地方債につきましても高田南土地地区画整理事業に伴うもので、限度額3,000万円を計上いたしております。

歳入歳出の主なものについて御説明いたします。2ページをお開き願います。

歳入の1款国庫支出金、1項国庫補助金として高田南土地地区画整理事業費補助金2億7,350万円を計上いたしております。

2款県支出金、1項県補助金ですが、高田南土地地区画整理補助金として5,700万円を計上いたしております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金は、5億5,938万3,000円を計上いたしております。

5款繰越金、1項繰越金は、313万8,000円を計上いたしております。

7款町債、1項町債は、高田南土地地区画整理事業の都市開発事業債を3,000万円計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開き願います。

1款土木費、1項都市計画費は、7億9,590万円を計上いたしております。事業内容としましては、主に高田越中央線、三千隠線改良工事、区画道路整備工事及び造成工事、建物移転補償等を予定いたしております。

2款公債費、1項公債費につきましては、起債償還金1億2,712万7,000円を計上いたしております。

以上が平成25年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

25年度予算が9億2,302万7,000円、こういうふうな形で今回提案がされましたが、以前私が平成23年度の第4回定例議会で質問した折に、この土地地区画整理事業の総事業費252億1,800万に対して各年度ごとの予定予算といいますか、予定予算というか、そういうふうな報告をしていただきました。そのときに、25年度では12億3,136万円の収支予算を進めていかないと平成29年までの完成が、多分各年度にずっと金額を言われてたんですけども、完成が至らないんじゃないかなというふうな話で、ですから今回、9億2,300万の予算計上されてますが、そういう意味ではこうした予算編成で平成29年までの完成ができるものなのかどうなのか、そこの辺についてお伺いしたいというふうに。これは当初予算ですから、補

正の中で、プラス、そうした金額に上がっていくのかもしれませんが、これまでの流れを見ると、今年度、24年度も今回が第2号の補正予算で、そこは繰越明許等々が行われている、第3号でしたかね、そういう意味では大きく増額するような傾向がないものなので、そうした状況の中で平成29年度の完成というのが見込めてるのかどうなのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)  
都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)  
議員さんが前回、10数億、12億ですか、そのくらい投資しないってものの、平均的な残事業費を割った数字でございます。今回も繰り越しが3億ぐらい、これあくまで限度額でございますが、繰り越しもでございます。あと要る金額というのは決まっておりますので、当然この12億と今回の事業ベース7億4,000万の差というのは、ある時点で埋めないと29年度は難しいものと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)  
そういう意味では、前回質問した折には、各年度、例えば24年度では9億6,150万の収支予算、25年度は12億3,136万、先ほど言いましたけども、こういう。26年度では11億6,000万。各年度に事業費を振り分けて、252億1,800万というふうな説明をされたんですよ。やはりそのペースで進まないとならば29年度完成ってというのは非常に厳しい金額だということに思ってたんですけども、やはり先ほどの説明ですと、こうした状況だと29年度の完成というのができないんじゃないかなというふうに思うんですが、ここは最後に穴埋めてやるというふうな、こう答えられるとそれはもうそういうふうな受けとめるしかないんですけども、どうもその辺が心配をする部分なんで、29年度までに完成が本当にできるものなのかどうか、その辺の見通しがあるものなのか、再度答えをいただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)  
都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)  
25年度の国の予算編成というのがあっております。当然、前の年に要望いたします。やっぱり24年度の補正につきましては、大型補正がなされましたが、東北の方に結構配分しないということなので、その分を補てんする、うちの区画整理の方に補てんするのはちょっと今の状況ではそう長くならざるを得ないかなと思っております。済みません、ちょっと答えがおかしくなりましたが、伸びる可能性はございます。以上です。

議長 (山口経正議員)  
ほかに質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番 (吉岡清彦議員)  
 説明書の9ページの長与駅周辺、存目で上がってるんですけど、まだやっぱりこれずっと処分する土地が残ってるってということでこういうことをずっと上げてるんですか。ちょっとそこの駅周辺のことの、よろしく願いいたします。

議長 (山口経正議員)  
 都市整備課長。 (日野 勉君)

都市整備課長 これにつきましては、長与駅周辺ですね、今換地処分も終わってますので、町有地とかになってると思いますが、わずかながら付保留地の分が残っております。これは存目で上げてる次第でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)  
 吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)  
 ということは、ずっといつまでも続くという、何回、いずれはこれがまたゼロになる、上がらない、そういうことですか。それともずっと続くということです、今のあれでいくと。どうなんですかね。ちょっと再度お願いします。

議長 (山口経正議員)  
 都市整備課長。 (日野 勉君)

都市整備課長 最終的には、もうゼロになる予定でございます。

議長 (山口経正議員)  
 ほかに質疑ありませんか。  
 質疑なしと認めます。  
 これで、質疑を終わります。  
 ただいま議題となっております議案第37号は、建設産業常任委員会に付託します。  
 お諮りします。  
 ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第37号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。  
 御異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
 異議なしと認めます。  
 よって、議案第37号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。  
 日程第38、議案第38号、平成25年度長与町水道事業会計予算を議題とします。

町 長

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

(吉田慎一君)

議案第38号、平成25年度長与町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の業務の予定量としまして、平成25年度末、給水戸数を1万5,504戸、年間総給水量を361万3,993立方メートル、1日平均給水量を9,901立方メートルと見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益6億9,728万5,000円を見込んでおります。主なものは水道料金の6億7,052万9,000円でございます。支出では、第1款水道事業費6億1,049万4,000円を予定いたしております。この主なものは、水道施設等の維持管理費5億7,166万3,000円及び企業債の支払い利息など3,689万2,000円でございます。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入4億6,972万5,000円を見込んでおります。これは、企業債、榎の鼻土地区画整理事業に係る水源負担金、高田南土地区画整理事業に係る工事負担金及び分岐工事負担金でございます。支出では、第1款資本的支出6億1,493万4,000円を予定いたしております。この主なものは、榎の鼻土地区画整理事業工事負担金、嬉里・斉藤地区配水管布設工事及び高田地区(高田南)配水管布設工事などの建設改良費4億8,166万8,000円及び企業債償還金1億3,126万6,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,520万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,960万1,000円及び減債積立金1億2,560万8,000円で補てんする予定でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。第5条の債務負担行為では、水道料金・下水道使用料システムリース料について、期間及び限度額を定めております。

第6条の企業債では、榎の鼻土地区画整理事業工事負担金について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第7条の一時借入金の限度額は、3億円を予定いたしております。

第8条の予定支出の各項目の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用間といたしております。

第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1億3,589万4,000円及び公債費20万円を予定いたしております。

第10条の棚卸資産購入限度額は1,106万円を予定いたしております。

以上が平成25年度長与町水道事業会計予算の主な内容でございます。

なお、議案の後に平成25年度長与町水道事業会計予算に関する説明書を

添付いたしております。御参照の上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第38号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第39、議案第39号、平成25年度長与町下水道事業会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

議案第39号、平成25年度長与町下水道事業会計予算につきまして、提案理由を御説明を申し上げたいと思ひます。予算書の1ページをお開き願ひます。

第2条の業務の予定量としまして、平成25年度末排水戸数を1万5,440戸、年間総排水量を454万5,000立方メートル、1日平均排水量を1万2,452立方メートルと見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益8億8,362万2,000円を見込んでおります。この主なものは、下水道使用料6億4,044万2,000円、一般会計からの補助金2億円でございます。

支出では、第1款下水道事業費6億8,900万6,000円を予定いたしております。この主なものは、下水道施設等の維持管理費2億7,653万2,000円及び企業債の支払い利息1億348万6,000円でございます。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入4,853万8,000円を見込んでおります。これは、浄化センター及び汚水管渠の長寿命化計画策定に係る業務委託並びにマンホールふた改築工事に伴う国庫補助金及び受益者負担金が主なものでございます。

支出では、第1款資本的支出4億2,098万8,000円を予定いたして

おります。この主なものは、浄化センター及び污水管渠の長寿命化計画策定業務委託並びにマンホールふた改築工事及び元木地区施設改良工事等で1億7,940万1,000円、企業債償還金2億4,058万7,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,245万円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,186万3,000円及び減債積立金2億4,058万7,000円で補てんする予定でございます。

第5条の債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、平成26年度から平成30年度までの期間とし、限度額を借り入れた改造資金に対して支払う利息相当額としております。また、水洗便所改造資金に対する債務の損失補償として、償還期限到来後3カ月を経過した日から履行の日までの期間につき、借り入れた改造資金の元金及び遅延利息の合計額を限度額としております。

また、水道料金・下水道使用料システムリース料として、平成26年度から29年度までの期間において、限度額を600万円としております。

第6条の一時借入金につきましては、借入金限度額を3億円といたしております。

第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用間の流用を予定いたしております。

2ページをお開きいただきます。第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費6,872万3,000円、公債費10万円を予定いたしております。

第9条の他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助金2億円は起債の支払い利息等に充当する予定といたしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

(吉岡清彦議員)

今の1ページの第4条の支出の方の第1項建設改良1億7,900万、ちょっとその説明がありましたけども、その中で污水管とかセンターの分とかマンホールのふたがありましたけども、このマンホールのふた、どういうところで工事がなされるのか。ニュータウンなんかずっといろんな形でお願いはしておったんですけども、ゴキブリが出るとか、やっぱりそういう問題があって、住民からの苦情がたくさんあるわけですけども、どういうところのマンホールのふたの改良に入るのか、ちょっとそういうところをお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

下水道課長。

下水道課長 (浦川圭一君)

マンホールふたの改築工事の場所についてでございますけども、今年度よりニュータウン地区を重点的にふたの取りかえを行っております。

ニュータウン地区もかなりふたが多いもんですから、今年度、25年度の予算と来年度ぐらいまでかけてニュータウン地区を全箇所取りかえる予定であります。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第39号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第40、議案第40号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田愼一君)

議案第40号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、長与町固定資産評価審査委員会委員としてお願いしております山下和信氏の3期目の任期が平成25年4月30日をもって満了となりますので、再度選任をお願いしたく、地方税法第423条第3項の規定により御提案を申し上げる次第でございます。

山下氏は、岡郷浜崎に居住をされ、平成3年から平成11年までは保護司を務められ、また、宅地建物取引主任者の資格を持っておられます。町内の状況もよく把握されており、固定資産評価の実態にも精通された方で、固定資産評価審査委員として適任であると確信をいたしておりますので、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。以上です。よろしく申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第40、議案第40号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第41、発委第3号、長与町議会議員政治倫理条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

長与町議会改革等調査特別委員長。

議会改革等 (岩永政則議員)

調査特別委員長

発委第3号 長与町議会議員政治倫理条例につきまして、長与町議会改革等調査特別委員会を代表して提案理由の説明を申し上げます。

議会における倫理条例につきましては、近年、地方分権と議会の活性化の視点から、町民の付託を受けた議員がみずから襟を正し、議会の権威を名誉を守るため、主体的、規律的に議員政治倫理条例の制定が進められております。本町議会におきましても、先日の報告でも申し上げましたように、平成23年9月22日の本会議におきまして、長与町議会改革等調査特別委員会を設置し、長与町議会議員の政治倫理の条例化を調査研究の主要なテーマと決定をされました。その後、鋭意調査研究を進め、その結果として本日、発議第3号として提案をしているところでございます。

それでは、本条例の内容につきまして、簡単に説明をいたします。

本条例は、全8条をもって構成されております。第1条は、目的でありまして、議員が町民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、権限または地位における影響力を不正に行使用することのないよう、必要な措置を講ずることにより、町政に対する町民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする、このように明記をしております。

第2条は、議員の責務を2項にわたって規定しております。

第3条は、政治倫理基準でありまして、本条例の骨格となるものであり、7項目にわたり議員の遵守すべき事項を定めたものでございます。

第4条は、町民の審査請求権を規定しております。

第5条は、第4条に基づき、町民からの審査請求を調査するための特別委員会の設置規定であります。

第6条は、調査、審査への協力等の規定であり、第7条は、請求による説明の規定となっております。

第8条は、委任規定を定めたものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するとしております。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発委第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発委第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発委第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

ただいま議案となっております長与町議会議員政治倫理条例について、賛成の立場で討論いたします。

この議会の倫理条例は、先ほど委員長からありました議会特別委員会の中で、議会改革の一つとして論議を重ねてきました。提案理由にもありますように、議会議員が町民全体の奉仕者として政治倫理を持ち、町政に対する町民の信頼を確保することにより、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的としてこの倫理条例はつくられ、提案されたというふうに思っております。

しかし、今回提案に至った条例案は、他の議会の、他自治体の議会の倫理条例と比較しても、私たち長与町議員にとって厳しいものと言えるものではないというふうに思っております。審議の中でも、町民に意見を求めるパブ

リックコメントの実現や等々が論議になりましたが、これも倫理条例は議員が決めるものとして実現には至りませんでした。

私たち議会特別委員会は、議員定数問題のときに住民の意識調査を行いました。ここにある意識調査は、住民の皆さんの声が議会にこう変わってほしいという声でありました。その中には、住民の話を聞いてほしい、こうした声がたくさん寄せられております。

また、町議会に対し、町民の声が反映されているかという問いに対しては、25%がある程度反映されると答えてますが、余り反映されていないも含めて34%の方が住民の声は議会に反映されていない、このような声も寄せられています。そういった意味では、まさにこの政治倫理条例も住民の声を真摯に受けとめる姿勢があつて必要だというふうに思います。

定数問題のときには、我々議員はそれぞれの立場からいろんな議論を交わしました。ある一定の結論に至りましたが、それが過ぎると住民の声を聞く必要はないという姿勢に変えるのは議会改革とは言えません。私は、他の自治体にあるように、せめて議員、厳しい条例案でなければなかったのではないかというふうに考えてます。ただ、私も議論に参加してきた一人であり、十分ではないにしても、倫理条例の制定に一步踏み込んだことは成果であり、私はこの条例が今後、住民の皆さんに期待にこたえるような条例になるよう、他の議員の協力も求めて修正等々を重ねていきたいということを決意して、賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

発委3号、長与町議会議員政治倫理条例に対し、賛成の立場で討論いたします。

長与町議会議員政治倫理条例とは、議会が町民から一層信頼されるための仕組みを明確に条例化したものです。その目的は、公正に開かれた民主的な町政の発展に寄与することにあります。議員みずからその高潔性を実証する方策を講じ、町民の皆様も町政に対する正しい認識と自覚のもと、行動していただくことを明確にしています。

全国的に議会改革が進む中、みずからを律し、政治倫理基準を遵守して活動すること、また、高潔性を明らかにしながらその使命を達成していくことで一層の向上を図り、町民の皆様により信頼される議会づくりのため、議会基本条例とともに必要不可欠な条例制定であり、心新たに邁進していくことを責務と考え、賛成といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第41、発委第3号、長与町議会議員政治倫理条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 15時11分)